

○高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

平成 27 年 7 月 16 日

規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成 24 年高槻市条例第 36 号）第 5 条の規定に基づき、高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各々 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総合戦略部において処理する。

(平 27 規則 49 ・ 一部改正)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 17 日規則第 49 号）

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。